

元高環共第 782 号
令和元年 12 月 20 日

経済産業大臣 梶山 弘志 様

高知県知事 濱田 省司

「(仮称)西予梶原風力発電事業に係る環境影響評価方法書」に対する
環境の保全の見地からの知事意見について

このことについて、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）第 10 条第 1 項及び電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 46 条の 7 の規定に基づく環境の保全の見地からの意見は、下記のとおりです。

記

本事業は、電源開発株式会社が、愛媛県西予市及び高知県高岡郡梶原町の行政境界付近において、最大で総出力 163,400 kW の風力発電所を設置するものであり、全国でも類を見ない規模の風力発電事業であることから、影響の予測に際しては、土砂災害等による生活環境や生態系への影響について慎重に調査をするとともに、風車の機種及び規模の選定に当たっては、土地の形質変更による災害の防止や環境への影響を踏まえて行ってください。

また、本事業計画の検討に当たっては、四万十川の保全と流域の振興を図り、人と自然が共生する循環型の地域社会を創る目的で制定した「高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例」（以下「四万十川条例」という。）第 3 条の基本原則及び第 4 条の将来像並びに第 7 条の事業者の役割等、四万十川条例の趣旨を理解していただき、事業活動を行うことを求めます。

特に、四万十川条例前文に規定されている「四万十川と流域の良好な環境の恵みを受けることは私たちに与えられた権利であり、同時に、それを守ることは私たちに課せられた義務である。」との認識を持ち、流域内において行う事業活動に関し、四万十川の保全及び流域の振興に事業者自ら努める必要があることに留意を求めます。

さらに、環境保全の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえ、適切な調査、予測及び評価を行うとともに、地域住民等に本事業の環境影響評価について積極的に説明を行う必要があります。

特に、次の各論に示す事項について適切に環境影響評価を実施し、予測される影響に対しては、事業内容を十分に精査した上で、環境影響評価準備書以降の図書にその経緯を示していただくよう求めます。

1 総括的事項

(1) 関係地域内の住民や団体等との調整

今後、環境影響評価手続きを進めるに当たっては、重要な眺望地点等からの施設の眺めについてはフォトモンタージュを活用するなど、地域住民等に対して事業の内容及び環境影響について、具体的かつ丁寧な説明を行うこと。

また、住民その他関係者に必要な情報を提供し理解を得られるよう努めるとともに、地域住民等からの意見に十分配慮したうえで事業計画を検討・策定すること。

(2) 適切な調査、予測及び評価の実施

今後の環境影響評価手続においては、最新の知見やデータに基づき、必要に応じて専門家等からの助言を踏まえた適切な調査、予測及び評価を行い、生活環境や自然環境への影響を回避又は極力低減すること。

また、専門家等から得た助言や意見について、適切に評価し、計画への反映を行うこと。

その他、得られた調査結果を可能な限り開示すること。

(3) 事業計画等の見直し

上記のほか、2により、本事業の実施による重大な影響等を回避又は十分低減できない場合は、風力発電施設等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(4) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避、低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討しないこと。

2 個別的事項

(1) 騒音及び超低周波音

ア 対象事業実施区域の周辺には、複数の住居や施設が存在し、工事の実施や風力発電施設の稼働等に伴い発生する騒音及び超低周波音による生活環境への重大な影響が懸念されることから、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電施設等の住居や施設からの離隔又は配置の検討を行い、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

イ 騒音及び超低周波音による地域住民の心身への影響を含む生活環境への影響について論文等から幅広く情報を収集し、最新の知見に基づき予測・評価を行うこと。

ウ 地域住民から生活環境への影響を懸念する声があることから、その影響が発生した場合に備え、風力発電施設の設置前及び供用開始後に適宜調査を行い相関関係を示すことができるように努めるほか、供用開始後に影響が確認された場合の対策について検討すること。

エ こうした予測・評価や対策について、地域住民等に対して、科学的な根拠や先行事例も活用し、適切かつ具体的な説明を丁寧に行うこと。

(2) 風車の影

対象事業実施区域の周辺には、複数の住居や施設が存在し、風力発電施設の稼働に伴い発生する風車の影による生活環境への重大な影響が懸念されることから、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電施設の配置及び住居や施設の位置や標高に留意し、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 水環境

ア 対象事業実施区域及びその周辺は、四万十川源流域にあたり、工事中における水質や水量の変化などの水環境への影響が懸念される。このため、河川や沢筋への影響について適切に調査、予測及び評価するとともに、水環境への影響の回避又は低減に努めること。

また、供用開始後の水質への影響が予測される場合には、その影響について適切に調査、予測及び評価を行い、環境保全措置を検討するとともに、影響の回避又は低減に努め、その内容を準備書に記載すること。

イ 対象事業実施区域内及びその周辺には、水源かん養保安林が多数存在しているため、工事の実施に当たっては、土地の形質の変更や森林伐採面積の最小化等を行うよう努めること。

ウ 対象事業実施区域及びその周辺に、簡易水道等の水源が存在しているため、工事の実施による濁水の流入によって地域住民の生活環境及び生態系に影響を与える恐れがあることから、工事の実施に当たっては、土工量の抑制、雨水の分散排水、緑化や沈砂池の設置等による濁水の抑制などの環境保全措置を講じ、水環境への影響を回避又は極力低減し、流末河川への雨水の流入量の変化や著しい濁りの発生、濁りの長期化が生じないように配慮すること。

(4) 動物

ア 対象事業実施区域及びその周辺では、希少猛禽類であるクマタカの生息やサシバの渡り等が確認されているほか、国指定の天然記念物のヤマネ、県指定の天然記念物であり県鳥でもあるヤイロチョウが生息している可能性がある。そのため、工事の実施や風力発電施設の稼働等に伴い、こうした野生動物の生息地の消失やバードストライク等の影響が懸念される。風力発電施設の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた更なる適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、動物への影響を回避又は極力低減すること。

イ 対象事業実施区域及びその周辺の水場は野生動物にとって貴重な場所であるため、現地調査の際には存在場所の把握に努め、風力発電施設又は附帯する道路の整備等に伴う土地の改変による影響を回避、低減するよう配慮すること。

ウ 対象事業実施区域及びその周辺の希少な在来種について、地域住民や専門家にヒアリング等を行い、現地の状況を把握すること。また、得られた結果に基づき、在来種への影響について調査、予測及び評価を行うとともに、環境保全措置を検討し、

その影響を回避又は低減するよう努めること。

エ 四国カルストにおいて希少なコウモリの生息が確認されているため、専門家へのヒアリング等を行ったうえで、調査、予測及び評価方法を検討し、その影響を回避又は低減すること。

オ 風力発電機の機種を選定においては、当該地域の鳥類及びコウモリ類等へ影響が無いよう、カットイン風速及びフェザリング等の機能について検討し、バードストライク等の影響を回避又は低減すること。

カ 調査の手法においては、図書に記載されている調査の手法のみならず、他の事例での調査手法を参考にし、渡り鳥のルート等について、より詳細なデータが得られるように努めること。

(5) 植物

ア 対象事業実施区域及びその周辺において、県指定希少野生動植物種であるマイヅルテンナンショウなどの希少な種が確認された場合は、それらの種への影響について、安易に代償措置を取ることなく、関係機関と協議のうえ、保護のための措置を講じ、その影響を回避又は極力低減すること。

イ 対象事業実施区域及びその周辺の地域特性に応じた植生及び生育環境について勘案するとともに、当該地域における植物への影響について最新の知見及び文献に基づき調査、予測及び評価を行うこと。

ウ 工事終了後には、速やかに緑化を行うとともに、緑化に用いる種は在来種に限定するなど、当該地域の生息環境への影響を回避又は低減すること。

(6) 景観

対象事業実施区域には、重要文化的景観「四万十川流域の文化的景観～上流域の山村と棚田～」の追加選定の予定地が含まれているため、今後の手続においては、梶原町と十分に調整を行うこと。

(7) 人と自然との触れ合いの活動の場

対象事業実施区域の周辺には、セラピーロードとして認定されている「OAAO ロード」が存在するため、当該地域の景観等の影響について、調査、予測及び評価するとともに、影響が懸念される場合は、その影響について回避又は低減すること。

また、環境保全措置の検討に当たっては、人と自然との触れ合いの活動の場の設置者又は管理者、利用者、地域住民及び関係自治体等の意見を踏まえること。

(8) その他

ア 対象事業実施区域は地質構造が複雑で崩壊しやすい地質であるため、ボーリング等の地質調査を行ったうえで、風力発電施設や附帯する道路の工事中及び供用開始後における山腹等の崩壊、浸食などによる土砂の流出や濁水の発生の防止について、適切な対策を検討すること。

イ 対象事業実施区域及びその周辺には、埋蔵文化財包蔵地の「皿ヶ森城跡」及び「津

野勝興墓所及び居城跡」が存在するため、事業計画の検討に当たっては、関係機関（高知県文化財課及び梶原町教育委員会）と調整を行い、必要に応じて規定の手続きを行うこと。

ウ 対象事業実施区域には梶原町指定史跡の「竜王宮（海津見神社）の鳥居石ぐち」が存在するため、工事の実施及び供用開始後における影響を確実に回避又は十分低減するよう検討すること。

また、風力発電施設の設置又は附帯する道路の整備等により、当該史跡において土地の崩落等の影響が発生しないよう十分に留意すること。